# 令和５年度第９回庁議　会議録

［日　時］令和６年２月１６日（月）９時００分～１０時００分

［場　所］庁舎応接会議室

［出席者］市長、副市長、教育長及び各部局長

［欠席者］こども局長

［会次第］

１　市長あいさつ

２　議　　題

（１）市議会定例会提出議案について　（関係部局）

（会派説明報告について　（関係部局））

３　協議事項

（なし）

４　連絡事項

（１）令和６年度施政方針（案）について　（企画部）

（２）令和６年度組織機構の見直しについて　（総務部）

５　その他

１　市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、２月２６日に開会予定である。会派説明については、２月１３日から１５日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、２月議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いする。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明及び会派説明をした部局からの「会派説明の結果報告」をしていただき、次に、連絡事項として、企画部から「令和６年度施政方針（案）」について、総務部から「令和６年度組織機構の見直し」について連絡していただく。

その他、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、１０時００分に終了することを目標とする。

２　議題

（１）市議会定例会提出議案について　　　　　　　　　　　　　　（関係部局）

（会派説明報告について（関係部局））

| | |
|---|---|
| 市長 | それでは、議事に入る。<br>「市議会定例会提出議案について」、経済部、企画部、消防本部、教育委員会事務局、建設部、総務部、福祉部、上下水道局、市民環境部の順番で説明をお願いする。<br>また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いする。 |
| 経済部長 | 経済部からは、報告１件、条例議案１件について、説明する。<br>議案書の４ページから５ページ、報告第１号、「専決処分の報告」については、「損害倍書の額に決定について」で、令和５年１０月１２日午前１０時３０分頃、市道沢津東雲線において、南進中の公用車が、後方から直進してきた消防自動車に進路を譲るため左に寄った際、相手方自転車置場の屋根に接触し、破損させた事故に係る損害賠償額を決定し、令和６年１月９日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び損害保険ジャパン株式会社の査定により、相手方自転車置場の修理に要する費用、２０万９，０００円と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン株式会社から支払われている。<br>次に議案書の７３ページから７４ページ、議案第１６号、「新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、令和６年４月１日に施行される「漁港漁場整備法」の一部改正に伴い、漁港施設、用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みとして創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定の追加を行うほか、法律の題名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められたことによる一部改正を行うものである。なお、この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。 |
| 企画部長 | 企画部からは、条例議案１件、報告１件、予算議案１１件と会派説明の結果についてご説明する。<br>議案書の４５ページから４６ページ、議案第１３号、「新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定につ |

いてで、新居浜市東雲市民プールの使用時間変更に伴い、５０メートルプール占用時の使用料について、現在の３区分を「１０時から１３時」と「１３時から１８時」の２区分に改めるものである。なお、この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。

次に、報告第２号については、「令和５年度新居浜市一般会計補正予算（第７号）」を令和６年１月１６日付けで専決処分したものである。国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した物価高騰対応重点支援給付金支給事業費、プレミアム付地域商品券事業費及び市民応援あかがねポイント事業費について予算措置するもので、歳入歳出それぞれ６億５，６２１万８千円の追加となっている。

次に、予算議案についてで、議案第１７号から議案第２２号までの６件については、令和６年度当初予算（案）である。

まず、令和６年度当初予算の概要（案）の５ページ、令和６年度当初予算（案）のポイントについて、防災・減災対策をはじめ、子ども・子育て支援の充実、文化・スポーツの振興、持続可能なまちづくりの４つを重点事業としている。

６ページ、令和６年度当初予算の予算規模は、一般会計が５１４億５，６１７万９千円で、対前年度比は５，９２４万円１千円、０．１％の減となっている。

７ページから２２ページまでは主要な事業の概要で、具体的には、UIJ ターン保育士支援事業費、保育所等給食支援事業費、学校給食支援事業費、医療的ケア児・者非常用発電装置等購入支援事業費、地域医療対策強化事業費、避難行動要支援者個別避難計画策定事業費、民間木造住宅耐震改修補助事業費などの施政費をはじめ、公営住宅建替推進事業、清掃センター改修事業などの公共事業費のほか、地域防災施設整備事業、あかがねミュージアム開館１０周年準備事業などの単独事業費及び経常経費について、予算措置を行っている。

２３ページから２５ページまでは市税、地方交付税、市債などの歳入の状況、２６ページ、２７ページは性質別・経費別の歳出の状況を掲載しているので、後ほど確認をお願いする。なお、財政調整基金の残高は、令和６年度当初予算（案）編成後は３億１，８８８万５千円で、依然として厳しい状況となっている。

２８ページは、特別会計についてで、合計２８４億１，５４７

万円１千円で、対前年度比は１億７，５３７万円２千円、０．６％の減となっている。
次に、議案第２６号から議案第３０号までの５件については、令和５年度２月補正予算（案）である。３ページから４ページは主要な事業の概要で、具体的には、地籍調査事業費などの施政費をはじめ、ため池等整備事業などの公共事業費のほか、東予港（東港）建設事業などの単独事業費及び経常経費について、予算措置を行っている。
一般会計については、国の補正予算により追加になった事業や未執行となる予定の事業などの減額補正を行い、３億７，９８１万２千円の追加、補正後の予算総額は５７３億１，２８２万１千円となり、対前年度同期比は２１億７８８万２千円、３．８％の増となっている。
５ページ、款別の歳入の状況と経費別の歳出の状況でございますが、歳入については、市税や地方交付税などの見込み増などにより、それぞれ補正を行っている。
次に、国民健康保険事業特別会計については、国民健康保険料の減収見込みに伴う県への負担金の減額及び国民健康保険財政調整基金の運用収入などの予算措置により、１，５３９万５千円の減額、補正後の予算総額は１２２億９，３６７万３千円となり、対前年度同期比は１億５，３２５万１千円、１．２％の減となっている。
次に、介護保険事業特別会計については、介護給付費準備基金の運用収入の予算措置により、５８万７千円の追加、補正後の予算総額は１４４億４，７６４万７千円となり、対前年度同期比は２億４，４０１万４千円、１．７％の増となっている。
次に、後期高齢者医療事業特別会計については、後期高齢者医療保険料の増収見込みに伴う県後期高齢者医療広域連合への負担金の増額の予算措置により、２，５００万円の追加、補正後の予算総額は１９億９，１２４万７千円となり、対前年度同期比は２，０２１万５千円、１．０％の減となっている。
引き続き、令和６年度当初予算（案）関係の会派説明の結果を報告する。
まず、UIJ ターン保育士支援事業費では、市内在住者が対象なのか。就労継続期間等の条件はあるのか。
保育所等給食支援事業費及び学校給食支援事業費では、保護者

| | |
|---|---|
| | の負担額は今までと変わらないのか。<br>西部学校給食センター管理運営費では、センター化によってアレルギー対策が不十分になることはないのか。<br>医療的ケア児・者非常用発電装置等購入支援事業費では、対象者はどれだけいるのか。<br>地域医療対策強化事業費では、十全総合病院における実績から拡充するという主旨なのか。<br>新居浜市 IoT 推進ラボ実施事業費では、デジタル技術を活用した起業家創出支援の具体的な支援内容はどういうものか。<br>避難行動要支援者個別避難計画策定事業費では、誰が作成するのか。作成件数（９００件）の根拠は何か。<br>地域防災施設整備事業では、備蓄倉庫の管理はどこがするのか。ワクリエ新居浜も実施するのか。<br>上部東西線改良事業では、完成予定の令和１０年度までの総事業費はいくらになるのか。<br>体育施設環境整備事業では、東雲陸上競技場が公認されるためには、どこが問題となっているのか。<br>清掃センター改修事業では、改修は経年劣化によるものなのか。<br>シティブランド戦略推進事業費では、市民調査アンケートの取り方はどのようにしているのか。<br>引き続き、令和５年度２月補正予算関係の会派説明の結果をご報告する。<br>中小企業振興対策費では、外国人人材活用支援事業の補助メニューはどのようなものか。対象として見込んでいる件数や補助メニューの種類、補助金額の大きなものは何か。<br>ため池等整備事業では、対象となるため池はどの程度残っているのか。<br>地籍調査事業費では、事業の進捗率はどのようになっているのか。<br>東予港建設事業では、県の事業費はどの程度か。<br>といった意見が出されました。 |
| 消防長 | 消防本部からは、報告１件、条例議案１件、追加上程予定の条例議案１件と会派説明の結果について報告をする。<br>まず、議案書の７ページから９ページ、報告第３号、「専決処分した事件の承認」については、「訴訟上の和解について」で、平成 |

３１年1月３１日、原告は腹痛により救急車を要請したが、結果として不搬送となり、翌日自分で病院を受診したところ約1か月入院となったことから、救急車で病院に搬送されなかったことに対して、令和４年７月１４日新居浜市を被告として慰謝料など１１０万円を求める訴えを提起したものである。

裁判については、令和４年１０月から６回にわたり審議されたが、令和５年１０月４日原告から和解の提案があり、その後、新居浜市として和解条項を整理し、令和５年１２月２２日に松山地方裁判所西条支部より提示された和解に応じ、専決処分をしたもので、報告し、承認を求めるものである。

議案書の３８ページから３９ページ、議案第９号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定についてのうち、別表第２の改正についてで、本議案は、危険物規制事務に係る手数料の額及び高圧ガス規制事務に係る手数料の算定方法を改めようとするものである。

改正の内容については、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可に係る手数料について、審査に伴う人件費の上昇分等を新たに積算するため、手数料の額を改正しようとするものである。

次に、高圧ガス保安法における移動式製造設備の製造に係る許可について、既に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における充てん設備の許可を受けた場合は、両法律に共通する部分の審査の合理化を図るため、申請の手数料として６，０００円の金額が適用されることとなるものである。なお、この改正規定は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。

次に、追加上程を予定している議案について、説明する。

追加上程を予定している議案は、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定についてで、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、条例の一部を改正する予定としている。

引き続き、新居浜市南消防署の新築移転及び消防通信指令の共同運用について、会派説明の結果を報告する。

主な質疑としては、雇用促進住宅と南署・支所の解体費用はどれくらいかかるのか、共同運用に係る基礎調査結果のデメリットはどのようなものがあるのか、共同指令センターの業務は３市の職員が従事するのか、地域住民への説明会はどのように考えているのか、などの意見が出された。

| | |
|---|---|
| 教育委員会事務局長 | 教育委員会からは、報告１件、条例議案１件、追加上程予定議案１件について報告を行う。<br>議案書の１０ページから１１ページ、報告第４号、「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定について」で、令和５年１０月１１日午前７時４０分頃、国領川緑地右岸の城下橋北側多目的広場において、児童が、陸上運動記録会のソフトボール投げの練習をしていた際、投げたボールが駐車中の普通自動車に当たり、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和６年１月３０日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、相手方車両の修理に要する費用、７万４，６６９円と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われている。<br>次に、議案書４３ページから４４ページ、議案第１２号、「新居浜市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、王子町に建設している「新居浜市西部学校給食センター」の完成に伴い、令和６年４月より学校給食共同調理場として管理を行うにあたり、設置及び管理条例の一部を改正するもので、この条例第２条の表に、新たに「新居浜市西部学校給食センター」を追加し、令和６年４月１日から施行したいと考えている。また、「高津共同調理場」については、令和６年７月に調理及び配送を終了することにより、設置及び管理条例から削除するもので、令和６年９月１日から施行したいと考えている。<br>次に、追加上程予定の議案について、説明する。<br>追加上程を予定している議案は、「財産の取得」についてで、本議案は、安全で喜ばれる学校給食を続けられるよう、学校給食センターのコンテナ一式と食缶一式を更新しようとするものである。<br>まず、コンテナについては、来年９月以降、瀬戸町の学校給食センターから各学校へ食器や食缶を配送するための、ステンレス製のコンテナで、既存のコンテナが２０年以上経過して老朽化していることに加え、来年９月以降、配送先に小学校が加わることに伴い、食缶や食器カゴの形状を変更するため、更新するものである。 |

| | |
|---|---|
| | 次に、食缶については、来年９月以降、瀬戸町の学校給食センターから配送する際、クラスごとの給食を保温したまま運ぶためのステンレス製の容器で、現在は円筒型だが、来年９月以降、配送先に小学校が加わることから、児童が持ち運びやすいよう、密閉できる角型の食缶に変更するものである。 |
| 建設部長 | 建設部からは議案４件について、説明を行う。<br>議案書の１２ページから２６ページ、議案第１号「市道路線の認定、廃止及び変更」についてで、今回認定しようとする路線は、１０路線であり、そのうち路線番号８８号は、都市計画道路網の再編により都市計画道路「大江橋高木線」を路線廃止したことに伴い市道「大江橋久保田線」を一旦、廃止し、既に供用済の道路部分について、新たに路線番号８８号と路線番号１１５２号に、認定しようとするものである。路線番号１１５３号から１１５９号までの７路線は開発道路で寄附を受けたものである。路線番号１１６０号と路線番号３５７号は、国道１１号新居浜バイパス整備による認定と終点を変更しようとするものである。なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は１１６０路線、総延長は約５３８Ｋｍとなる。<br>次に、議案書の３０ページから３１ページ、議案第４号、「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」についてで、本議案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「建築基準法」の一部が改正され、法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容としては、別表第２の５４の項、５６の項及び５７の項中及び同表の５９項から６１項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正し、別表第３の２の項　事務の欄中「建築主事」を「建築主事等」に、同表３の項事務の欄中「建築主事等」を「検査実施者」に改正するものである。なお、この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。<br>次に、議案書の３２ページ、議案第５号、「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が保護命令制度の拡充を目的に一部改正され、配偶者暴力による被害者に対 |

| | |
|---|---|
| | する居住支援の実施に際し、引用している条項に変更が生じたため、所要の条文整備等を行うものである。改正の内容としては、市営住宅の入居要件としている、配偶者暴力による被害者の保護に際し、接近禁止命令等と同一の条文にあった退去等命令が新たな追加条文として改正されたため、これらの参照条文を整備するための条例改正である。なお、この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。<br>　次に、議案書の３４ページ、議案第７号、「新居浜市建築基準法施行例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は「建築基準法施行令」の一部改正に伴い、引用法令条項の内容が改められたこと等より、建築基準法施行令改正前の条項を引用するため、条例の一部を改正しようとするものである。改正内容としては、第２条第２項中「令」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和５年政令第２８０号）第２条の規定による改正前の令」に改正し、第８条第２項中「第６条及び第７条」を「前２条」に改正する。なお、この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。 |
| 総務部長 | 　総務部からは、議案４件及び追加上程予定の議案５件及び会派説明の結果について、説明する。<br>　議案書の２７ページから２８ページ、議案第２号、「新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、法律で規定されていた事項が主務省令で定められることによる、所要の条文整備を行うもので、法律の施行の日から施行したいと考えている。<br>　次に、議案書の２９ページ、議案第３号、「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。<br>　次に、議案書の４０ページ、議案第１０号「新居浜市職員定数 |

| | |
|---|---|
| | 条例の一部を改正する条例」の制定については、（仮称）新居浜市西部学校給食センターが令和６年９月から供用開始することに伴い、給食関係職員の配置を見直す必要があるため、市長部局及び教育委員会事務局の職員の定数を改めようとするものである。この条例は、令和６年９月１日から施行したいと考えている。<br>　次に、議案書の４１ページから４２ページ、議案第１１号「新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給するため、また、期末手当の支給月数を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものである。この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。<br>　次に、追加上程予定の議案５件について、説明する。<br>　まず、１，２の「財産の取得」について、１件目は、「新居浜市学校給食センターコンテナ一式」の取得で、去る２月１日の一般競争入札の結果、６，３２５万円で、四国厨房株式会社と契約を締結しようとするものである。２件目は、「新居浜市学校給食センター食缶一式」の取得で、同じく２月１日の一般競争入札の結果、１，９５８万９９円で、日本調理機株式会社松山営業所と契約を締結しようとするものである。<br>　残りの３件はいずれも人事議案で、６新居浜市固定資産評価審査委員会の委員の選任と、７新居浜港務局の監事の任命は、任期満了に伴う選任及び任命について議会の同意を求めるもので、８人権擁護委員の候補者の推薦については、委員の任期満了により、候補者の推薦について議会の意見を求めるものである。<br>　引き続き、未収債権の整理についての会派説明の結果の報告を行う。質疑では、債権放棄の件数は増えているのか、減っているのか。個人情報の同意書を徴取できていないため調査権限がないというのは、転出した場合は調査できないということか。口座振込はしているようだが、滞納が出るのは仕方のないことなのか。といった質問があった。 |
| 福祉部長 | 　福祉部からは、条例議案３件、追加上程議案２件及び会派説明の報告を行う。<br>　まず、議案第６号、第１４号及び、第１５号について一括して説明する。<br>　議案書の３３ページ、議案第６号、「新居浜市総合福祉センター |

設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うもので、令和６年４月１日から施行したいと考えている。なお、本議案については、条項ずれ等に対する条文整備のみの内容のため、部長補足は予定していない。

次に、議案書の４７ページから４８ページ、議案第１４号、「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、第２３条の保育施設等における重要事項の掲示規定にインターネットを利用した閲覧方法を追加する改正及び電磁的記録等を規定する第５３条の文言修正を行うものである。なお、この条例は、令和６年４月１日から施行したいと考えている。

次に、議案書の４９ページから７２ページ、議案第１５号、「新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、「新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」のほか、三つの条例の一部を改正しようとするものである。第１条から第４条までの全サービスに共通する改正点としては、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、現在の事業所内での書面掲示に加え、令和７年度よりのウェブサイト掲載の義務付け、また、管理者が兼務できる事業所の範囲について、提供する介護サービスの質を担保した上での同一敷地内でなくても可能な旨の明確化が行われ、また、多機能系、訪問系、通所系の各サービス、居宅介護支援及び介護予防支援について、身体的拘束等の適正化の推進が図られている。

第１条の「新居浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について、主な改正点は、居宅サービス計画の各サービスの利用割合等の事項に関して利用者へ説明し、理解を得ることについて、居宅介護支援事業者の負担軽減として努力義務へと見直しされている。また、モニタリングについて、一月に一回訪問によるとされているが、利用者

の同意等を条件として、二月に一回はテレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能になる。また、従業員の人員配置について、利用者３５人ごとに１人の配置から４４人ごとに１人の配置へと見直しされている。

次に、第２条、「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正について、主な改正点は、介護老人福祉施設について、３年の経過措置期間を設けて、必要な要件を満たす協力医療機関を定めることが義務付けられている。また、新興感染症の発生時等の、協力医療機関との連携方法が明文化され、認知症対応型共同生活介護についても、協力医療機関との連携方法が明文化された。また、ユニット型の介護老人福祉施設について、管理者は、ユニットケア施設管理者研修の受講に努める旨の規定が設けられている。

次に、第３条の「新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正について、介護予防認知症対応型共同生活介護において、第２条と同様に、協力医療機関について改正を行うこととしている。

次に、第４条の「新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部改正についてですが、主な改正点は、介護予防支援業務について、これまで地域包括支援センターが一部を指定居宅介護支援事業者へ業務委託していたが、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業所として指定を受けて業務を実施することが可能になる。また、モニタリングについて、今まで三月に一回の訪問によるとされていたが、利用者の同意等の要件の上で、六月に一回はテレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能となる。なお、この条例は、一部の規定を除き、令和６年４月１日から施行したいと考えている。

次に、追加上程予定の議案２件について、説明する。

「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険法施行令の一部改正及び国民健康保険法の一部改正に伴うもので、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額の引き上げ、低所得者の保険料の軽減措置についての軽減判定所得基準の見直し、退職者医療制度の廃止に伴う条文の削除並びに条文

| | |
|---|---|
| | 整備を行う。<br>　この条例は、令和６年４月１日から施行し、改正後の条例の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用したいと考えている。<br>　次に、「新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例」については、第９期の介護保険事業計画に基づく介護保険料の改正を行うもので、令和６年４月１日からを予定している。<br>　引き続き、会派説明の報告を行う。<br>　「新居浜市休日夜間急患センター現施設の継続使用について」では土地開発公社による土地の先行取得について、「新居浜市高齢者福祉計画２０２４・介護保険事業計画案について」では、第９期の介護保険料基準額と段階区分・乗率についてである。<br>　主な質疑としては、「休日夜間急患センターについて」では、進んでいた設計は全部０ベースになるのか。購入や建設にあたって四国中央市、西条市に負担を求めたり連携を図れたりしないのか。新型コロナ感染等で施設の間取りは変更しているのか。受付等の改善は考えているのか。南側の更地はどういう利用をするのか。駐車場とかか。建物の１０年後の解体費用はいくらか。急患センターの内装はやり替えないのか。<br>　「介護保険料について」では、所得段階ごとの人数は。所得段階と乗率の見直しは全体のバランスがとれているのか。所得が変わらず段階が変わるケースはどういった場合か。市によって段階は異なるのか。などの質問が出された。 |
| 上下水道局長 | 　上下水道局から提出する議案７件について説明する。<br>　議案書の３５ページ、議案第８号、「新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の策定については、水道法の一部が改正され、令和６年度から厚生労働大臣の権限の一部が国土交通大臣へ移管されることに伴い、所要の条文整備を行うものである。<br>　なお、この条例は令和６年４月１日から施行したいと考えている。<br>　次に、予算関係議案６件について、説明する。<br>　まず、議案第２３号、「令和６年度新居浜市水道事業会計予算」について説明する。概要としては、資料の「令和６年度企業会計予算概要」にあるように、１の業務の予定量については、給水戸数は前年度比１８６戸増の５６，５９５戸、年間給水量は、２.３％ |

減の１，２２８万８，２３３㎥、年間水道料金収入は、１．８％減の２０億１，６６０万８千円となっている。建設改良費は、前年度比６．６％減の１３億７，５２４万７千円を予定している。主な事業としては、滝の宮送水場整備工事のほか、金子山配水池関連工事等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益２３億４，８６１万円に対し、事業費用は１８億６，３８７万５千円で、収支差引は４億８，４７３万５千円となっている。「資本的収入および支出」は、３億７，０２３万８千円の収入に対し、支出は１７億８８５万５千円で、差引不足額１３億３，８６１万７千円を損益勘定留保資金等で補填することしている。令和４年度から令和６年度までの３カ年事業として実施している滝の宮送水場の電気・計装・機械設備整備工事及び金子山配水池場内配管整備工事などに引き続き、取り組む。

次に、議案第２４号、「令和６年度新居浜市工業用水道事業会計予算」についてで、業務の予定量については、給水事業所及び年間給水量は前年度までと変わらず住友企業３事業所に、年間１，６０７万７，０００㎥で、建設改良費は、４２．１％減の２億６，４２４万８千円を予定している。主な事業としては、管路耐震化対策の配水管布設実施設計等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」については、事業収益２億６，５５５万９千円に対し、事業費用２億２，９８０万７千円で、収支差引は３，５７５万２千円となっている。「資本的収入及び支出」については、８，２８１万円の収入に対し、支出は２億７，９６４万１千円で、差引不足額１億９，６８３万１千円を、損益勘定留保資金等で補填することとしている。今後も現行の料金体制を維持しながら、国の補助金も活用して、引き続き施設の耐震化と安定した工業用水道の供給に努める。

次に、議案第２５号、「令和６年新居浜公共下水道事業会計予算」についてで、業務の予定量については、下水処理戸数は前年度比４１６戸増の３３，５５０戸、年間総処理水量は、１．８％減の８７３万９千㎥、年間下水道使用料収入は、０．９％減の１５億１，１９５万円となっている。建設改良費は、前年度比３．６％減の１８億５，９３７万６千円を予定している。

| | |
|---|---|
| | 主な事業としては、汚水管及び雨水管布設事業のほか、下水処理場及び雨水ポンプ場改築事業等を予定している。<br>次に、「企業会計予算対比表」をご覧いただきたい。公共下水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益４０億７，４６１万１千円に対し、事業費用は３９億９，３９３万８千円で、収支差引は８，０６７万３千円を見込んでいる。「資本的収入および支出」は、２４億４，３９０万円の収入に対し、支出は４１億７，４０２万９千円で、差引不足額１７億３，０１２万９千円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。<br>次に、議案第３１号、「令和５年度新居浜市水道事業会計補正予算（１号)」については、国庫補助内示に伴い、滝の宮送水場整備事業に係る国庫支出金等について予算措置するものである。<br>次に、議案第３２号「令和５年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第１号)」については、工業用水道強靭化事業に係る継続費を、国の令和５年度補正予算に伴う補助申請を行ったことから、期間の延長を行い、申請額にあわせて年割額を変更するものである。<br>次に、議案第３３号「令和５年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算（１号)」については、国の令和５年度当初内示及び補正予算による追加内示を受け、補助事業の額が確定したことから、資本的支出に建設改良費１億４，３３０万円等を追加するものである。内容としては、令和６年度に予定していた管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業の一部について繰り上げて実施し、また、当初内示における管渠の内示減分を減額するものである。国の予算内示に関連した補正と合わせて、継続費の補正のうち、「雨水ポンプ場改築事業」については、令和５年度から７年度までの３年間の継続費を設定し、雨水ポンプ場における遠隔監視設備の導入やポンプ設備の改修を進めるもので、下水処理場改築事業（その３）については、内示額に合わせて、総額及び年割額を変更するもので、下水処理場改築事業（自家用発電設備、中央監視装置等）については、内示額に合わせて、年割額を変更するものである。 |
| 市民環境部長 | 市民環境部からは、議案１件と会派説明の結果について説明する。<br>議案書の３６ページから３９ページ、議案第９号、「新居浜市手 |

| | |
|---|---|
| | 数料条例の一部を改正する条例」の制定についてのうち、別表第１の改正については、令和６年３月１日から、戸籍法の一部を改正する法律により、戸籍証明書が、本籍地以外の市区町村窓口で請求が出来る広域交付や行政機関への申請手続きにおいて、戸籍証明書の添付が不要となる、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が開始されるとともに、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が令和５年１２月６日に改正されたことに伴い、新居浜市手数料条例別表第１に、戸籍電子証明書提供用識別符号通知書等の手数料を追加するものである。<br>　なお、この改正規定は、令和６年３月１日から施行したいと考えている。<br>　引き続き、上部支所、川東支所についての会派説明の結果を報告する。<br>　主な質疑では、上部支所、川東支所の職員数は、コンビニ交付の委託手数料はどのくらいの金額か、公民館にマルチコピー機を設置するとどのくらいの費用がかかるのか、市民向けの広報はどうするのか、行政 MaaS 車両の積極的な活用をお願いしたい、支所を閉めたあとはどうするのか、などの意見が出された。 |
| 市長 | 　何か質問等はないか。 |
| 市長 | 　企画部が説明した財政調整基金の残高は、令和６年度当初予算（案）編成後は３億１，８８８万５千円であるとのことだが、不用額を計算するとどうなるのか。 |
| 企画部長 | 　例年の見込みでは、決算後、１０億円近くまでは、戻ると想定している。 |

３　協議事項

（なし）

4　連絡事項

（1）令和６年度施政方針（案）について　（企画部）

| | |
|---|---|
| 市長 | 次に、本日、協議事項はないため、連絡事項に移る。<br>「令和６年度施政方針（案）」について、企画部から説明をお願いする。 |
| 企画部長 | 令和６年度施政方針（案）については、各部局において既に確認をいただいているところではあるが、今一度、確認いただき、変更点があれば、週明け、１９日（月）１２時までに、紙ベースで修正し、総合政策課まで提出をお願いする。 |

（2）令和６年度組織機構の見直しについて　（総務部）

| | |
|---|---|
| 市長 | 次に令和６年度組織機構の見直しについて総務部から説明をお願いする。 |
| 総務部長 | 令和６年度の組織機構の見直しについて、見直しのあったところに絞って、説明する。<br>新旧対照表の朱書き部分が見直し部分となる。<br>まず、３ページの福祉部こども局では、「子育て支援課」の課名を「こども未来課」に変更する。これは、国が令和５年からこども家庭庁を創設し、「こどもまんなか」社会の実現を目指した政策を展開していることから、その課名から、こどもが中心であることを表したいとするものである。また、こども未来課には、新たに「こども家庭センター」を設置する。「こども家庭センター」は、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を一体化したもので、新たに配置される統括支援員を中心に、子ども家庭支援員や保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的な支援を行うものである。<br>次に、４ページの市民環境部環境エネルギー局では、廃棄物対策課から環境施設整備部門を分け、「環境施設課」を設置する。老朽化が進む現施設の維持管理に加え、新たに、次期ごみ処理施設の計画立案を進める必要があることから、体制の強化を図る。<br>次に、７ページ目の教育委員会事務局では、新たに「学校施設課」を設置する。令和５年４月に策定した「新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」に基づき、小中学校 |

| | |
|---|---|
| | の再編や施設の長寿命化等の重要課題に対応するため、その推進体制を強化する。<br>以上が見直しの概要である。なお、新旧対照表については、先日の会派説明で、すでに配布を行っているがこれまでのところ特に意見等はない。 |
| 市長 | 質問等はないか。 |
| 加藤副市長 | こども家庭センターについて、新たに設置とのことだが、それはこども未来課の中にあるという認識でいいのか。 |
| 総務部長 | 中にある認識でいい。 |
| 市長 | 環境施設課はどこに設置するのか。清掃センターなのか、庁内なのか。 |
| 総務部長 | 清掃センターに設置予定である。 |

5　その他

| | |
|---|---|
| 市長 | そのほかに何か連絡しておくことは無いか。 |
| 企画部長 | 先ほど財政調整基金について、令和６年度当初予算（案）編成後は３億１，８８８万５千円、決算後、１０億円近くまで戻る予想と説明したが、厳しい状況に変わりないので、今年度中に各部局の令和７年度の枠組みをある程度示したい。例年であれば、１１月頃に当初予算の要望を行っているが、夏ごろには令和７年度の予算について、枠組みに沿った形で要望してもらいながら、事業について中身を精査していく必要があると考えている。改めて通知をするのでお願いしたい。 |
| 市長 | 財政調整基金については、３年間で３０億円を目指したいと考えている。協力をお願いしたい。 |
| 加藤副市長 | 国や県の事業の補助等をいかに取り込んでくるか、今まで新居浜市が実施している事業を少し組み替えたら該当する部分がある |

| | |
|---|---|
| | と思う。工夫をし、そういう情報にアンテナを張り巡らし、事業の実施にあたっていただきたい。部局長は、課員や係員にそういう意識を備え付けるような指導にあたっていただきたい。 |
| 市長 | もう一度、施政方針を含め、各部局見直していただきたい。昨日、県の予算説明があった。新居浜市と重複するような予算もあるため、県の事業があるのなら市の事業を廃止するなど、来年度の当初予算に向けてでもあるが、もう一度県の予算、市の予算の見直しを図り、補助金等取れるものは取って事業を執行していただきたい。<br>他に無ければ、以上で令和５年度第９回庁議を終わる。 |